

遅延損害金の徴収について

かながわ環境整備センターでは、産業廃棄物最終処分手数料について、納付期限までに納付されない場合、下記のとおり遅延損害金を徴収します。

また、やむを得ず、産業廃棄物の受入停止や契約解除を行うことがありますので、納付期限内の手数料の納付をよろしくお願いします。

遅延損害金

1 対象

産業廃棄物最終処分 手数料で、納付期限までに納付されなかったもの（2,000 円以上対象）。

2 利率

民法第 404 条に定める法定利率

年 3 %（令和 5 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日）

3 計算方法

$$\text{手数料}^{\ast 1} \times \text{利率} \times \text{経過日数}^{\ast 2} / 365 \text{ 日} = \text{遅延損害金}^{\ast 3}$$

※1 計算の基礎となる手数料の額に 1,000 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、また、その計算の基礎となる手数料の全額が 2,000 円未満であるときは、その全額を切り捨てます。

※2 納付期限の翌日から支払った日までの日数

※3 計算された遅延損害金の額に 100 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、また、その遅延損害金の全額が 1,000 円未満であるときは、その全額を切り捨てます。

問合せ先

かながわ環境整備センター

（神奈川県環境農政局環境部資源循環推進課横須賀駐在事務所）

電話 046-856-6810